

ユスティニアヌス帝新法第三〇考

——古代末期の社会的諸矛盾の側面——

渡 辺 金 一

古代末期と通常よびならわされている四世紀以後のローマ帝国の転換期の社会をどう把握すべきか。この大きな問題にせまるため、本稿の筆者はさきに、五世紀中葉に編纂された『テオドシウス法典』を主たる史料として、この時代に進行した大土地所有の形成の跡をたどり、また、同法典に収録された対バトロキニウム立法を基軸にして、国家、大土地所有者、農民の三者間に当時介在した諸対立と諸矛盾の指摘につとめたことがあった。

本稿は、続く六世紀に事態はどのようなものであったかを、ユスティニアヌス帝(五二七—五六五)が属州行政機構改革のため発した一連の新法中の一つ、カッパドキアの

プロコンスルに関する新法第三〇のなかにさぐり出してみたい。

(1) 「ビザンツ帝国における大土地所有の問題——テオドシウス法典の分析を中心として——」渡辺金一『ビザンツ社会経済史研究』(東京一九六八)に第五論文として収録。

(2) 「バトロキニウム・ヴィコールム考——古代末期における国家、大土地所有者、農民——」同論文集に第七論文として収録。

ユスティニアヌスは、ディオクレティアヌス(二八四—三〇五)およびコンスタンティヌス(三二四—三三七)の両帝によってその大綱が定められた後期ローマ帝国の属州行政機構を、種々の重要な側面で相当大幅に手

直しする必要にせまられた。そこで同帝は五三五年四年
一五日、時のオリエント道^{アラビヤ、エジプト、ペルシア}長^長官であるカッパ
ドキア出のヨハネスに宛てて新法第八を、およびその翌
日ブラエトール職のトリポニアヌスに宛てて新法第一
七を發布し、その改革の全構想をうちだすとともに、こ
れを皮切りに以後個々の属州についてつぎのような一連
の新法を公布することになった。すなわち、年代順に列
挙すれば以下のとおりである。

新法第二四(ビシディア)

二五(リュカオニア)

二六(トラキア)

二七(イサウリア)

二八(ヘレノポント)

二九(バフラゴニア)

以上五三五年

三〇(カッパドキア)

三一(アルメニア)

四一(カリヤ、キプロス、キクラデス、モエシア、
スキティア)

一〇二(アラビア)

一〇三(パレスティナ)

以上五三六年

五〇(カリヤ、キプロス、キクラデス、モエシア、
スキティア)

五三七年

勅令第一三(エジプト、アレクサンドレイア)

五三九年

以上のほか、五三六年に発布されたと推定される日付け
のない勅令第四(レバノン側フェニキア)がある。⁽³⁾以上一
六の法令のうち、すでに記したようにトリポニアヌス
に宛てられた新法第一七、およびクワエストール・エク
セルキトゥス職のボヌスに宛てた新法第五〇をのぞけ
ば、のこりすべてはヨハネスにむけて発せられている。

『テオドシウス法典』とちがって体系化への志向のた
めに収録法令の原文に手が加えられた『ユスティニア
ヌス法典』とくらべ、ユスティニアヌスの新法集は法
典編纂後にユスティニアヌスがどのような新事態に直
面しなければならなかったかを示すものとして、もちろ
ん立法者のプリズムを通してではあるけれども、当時の
現実の複雑な諸側面を垣間見させる貴重な同時代史料と

いなければならない。ことに、そのうちでも上記の一連の新法は、個々の具体的地域を対象とし、そのそれぞれでユスティニアヌス政府が直面した諸問題とそれに対処する政府の政策を記している点、六世紀の社会史研究にとってかけがえのない材料を含んでおり、事実ルイヤール⁽⁴⁾は勅令第一三の詳細な分析を通じてビザンツ期エジプトの状態を明かにしたのである。

本稿は、上記一連の法令をとり上げる手始めとして、長文であり興味あるいくつもの記事をつたえているところの、カッパドキア⁽⁵⁾にかんする新法第三〇をとりあげ、六世紀の小アジア内陸の一属州がはらんでいた社会的諸矛盾を照し出してみたい。なおユスティニアヌスの属州行政機構改革については、シュタイン、ジョンズ⁽⁶⁾、がいずれもその通史中で解説しているほか、なかでもディール⁽⁷⁾がその古典的なユスティニアヌス研究で本稿とおなじ社会的観点から上記の関連諸法令を分析している。そのほか、ゼーク⁽⁸⁾は、パウリ・ウィッソヴァ『古典古代学辞典』中で、新法第三〇を主史料として、カッパドキアの皇帝御料地の管理と運営について、明快な一画像をえがきあげている。以下これらの研究を

たよりに、この新法の各章ごとの要約と、そこにふくまれた諸問題点の指摘を試みた。

(4) E. Stein, *Histoire du Bas-Empire*. T. II: *De la disparition de l'Empire d'Occident à la mort de Justinien* (476—565). Paris-Bruxelles-Amsterdam 1949. p. 466. n. 3.

(5) G. Rouillard, *L'administration civile de l'Égypte byzantine*. 2^e éd. Paris 1928.

(6) Stein, *Hist. du Bas-Empire*. II. p. 463—480.

(7) A. H. M. Jones, *The Later Roman Empire*. 284—602. A social economic and administrative survey. T. I. p. 278—283.

(8) Ch. Diehl, *Justinien et la civilisation byzantine au VI^e siècle*. Paris 1901. p. 269—285.

(9) O. Seeck, Art. "Comites", *Paulys-Wissowa, Real-Encyclopädie*. T. IV (1901) 651—654.

カッパドキアの光輝ある歴史と豊かな自然、数多い人口、カエサル⁽⁹⁾の名に因んだカエサリア市の存在、を語り、「そこに所在する国有地」(*caes. aëstos actyosora*)のためにポントス長官職より大きくともけって小さくない特別職を設けようという趣旨をのべた序文につづき、新法第三〇はつぎの十一章から構成されている。

第一章

大幅な権限をもった長官を任命する必要があるのは、ことに「この地方」(τῆς ἐπαρχίας τῆς χώρας)が「皇帝御料地を管理する役人」(τῶν ἐπαρχιωτῶν τοῖς ἡμετέροις ὀφείσιν ἀποκτείνεσθαι)にたいし「つねに反乱の傾向をもつ」(ἀπειθεῖν)からである。

一方、「都市」(πόλις)は二分し、一方は「国庫」(ταμειακῶν)に、他方は「自由」(ἐλευθεριῶν)に属している。そこで周囲は唯一であるが意志は二分し、「叛乱と対立の源」(ἀρχαίων ἀποπλάι καὶ ἀγνοίας)となつてゐる。

〔第一項〕すでにビシディア、リュカオニア、トラキアには、武官と文官とを兼ねた二重の権限の長官職が設定された。本令によっていまヤッパドキアには三重の権限をもつ長官職プロコンスルが設けられる。同長官は、

- (一) 司法権および属州行政権のみならず、
- (二) 当属州および「国有地」(τὰ ταμειακά γαίοντα)が所在するポントス管^{ディオキエシス} 区^{ディオキエシス}の他属州に駐屯する軍隊の指揮権、さらには、

(三) 「国有地住民」(τῶν ταμειακῶν ἀλλοτρίων)および「スンマリオイ」(συμμάριοι)その他の、かつてのコメス・ドモールム⁽⁹⁾の官庁に勤務している役人にたいする管轄権、をもつ。

属州行政官房は「国税および一般行政事項」(τῶν δημοσίων τε καὶ κοινῶν)を司り、かつてコメス・ドモールムの下におかれていた官房は「皇帝財産」(τῶν βασιλικῶν παρμίων)を管理し、以下定めるところにしたがつて徴集をおこなうべきである。

X X

第一章は本新法発布の動機として、ヤッパドキアの農村および都市における国家権力と住民との間の対立・矛盾関係を示している点、大変興味深い。ただそれらの内容は詳かでない、ことに都市の場合、「国庫」と「自由」の対立関係が何を指すのか明かでない。あるいはヘレノポントおよびバフラゴニアに宛てられたそれぞれの新法がとり上げているような、都市の自治にたいする国家権力の干渉のごときを想定すべきであろうか。⁽¹⁰⁾

(9) 新設のプロコンスルによって代置されるまで「ヤッパ

ドキアの皇帝御料地」(domus divinae per Cappadociam) は「ロメス・ドキオールム・イル・カッパドキアム」(domus domorum per Cappadociam) の管理するところであった(第七章参照)。この御料地が十三地区から成っていたことを第二章が、またロメスにかわったプロコンスルも皇帝御料地の管理についてはロメスと同様、御料地管理部門の中央における総元締である宮内官「プラエポジトゥス・サクリ・クビクリ」(praepositus sacri cubiculi) の所轄に属していたことを第六・七章が示している。

(10) Nov. Just. XXVIII, 4; XXIX, 2. 本新法の第七章第一項の末尾もそれに関連するか?

第二章

納税者に数多くの災いを齎した代プロクラテレス 官と書トラクテラクタイ 記の廃止。コメス官房、および「第一、第二マギストリ」(μαγιστρος πρώτους καὶ δεύτερους) とよばれる同官房の「十三人の代表者たち」(τῶν δεκατριῶν τῶν πρώτων) の責任で、「各御料地(11)」(κατ' οἰκίαν ἐκάστην) 一人づつの十三人衆の選出。後者の職務は徴集、「国庫」(τῆς θησαυρίας) に属するものの管理、納税者たちが損害を蒙らないための配慮。これらの納税者の蒙った損害は十三人衆の財産に転嫁される。

第一および第二マギストリも、その下の十三人衆も、コメス官房のいかなる役人も、任命その他いかなる理由によれ、プロコンスルに贈与の義務なし。ただ「十三人衆たる徴税官」(τῶν δεκατριῶν ποσολογῶν) は第一および第二のマギストリに五十ソリデイを支払わなければならぬ。

×

×

第二・三・四章は、新設の十三人衆徴税官および先行の徴税役人と「納税者」(συρκατοῦται) ないし「農民」(γεωργοί) との間の矛盾関係を示す。その詳細は第四章の解説でまとめて記すことにする。

(11) 第二・三・四章から判明するカッパドキアの御料地の管理機構はつぎのようなものであった。カッパドキアの御料地は十三の domus に分れ、それに応じてコメス官房の第一位の役人である十三人のマギストリとその下の代官が管理していたが、いまやこの代官にかわって、「プラクトレス」(πράκτορες) とよばれた徴税官十三人衆が設けられたこと。この二十六人のそれぞれは十三人衆の補佐役ないし場合によっては代理人たる「ボエートス」(βοηθός) を立てることができること。代官の下には書記が居たが、この

書記も、代官と同様、この新法で廃されたこと。以上である。

第三章

徴税役人たる「アバイテータイ」(ἀραιτητα)は、「農民からも」(ἀπὰ τῶν γεωργῶν) 納税者一般からも、ニケタスの指令で定められた以上の額を徴集してはならない。かれらは「感謝金」(ἀναμνησκῶν)、『登記税』(ὑποθητικῶν)、『そのほか「慣習」(συμβίβηται) ないし「苛税」(ἐπιβίβηται)と関わるような名目でも、納税者に損害を蒙らせることはできない。』臣民」(ὑποτακτικοί)はこれらすべての誅求から「免除」(ἀναβίβητοι)。かれらが苛酷な破滅的な賦課を書記に納めた結果、「国庫」(θησαυροφυλάκιον)も臣民自身の生活の糧も窮乏。書記に支払いをおこなうべき「指令」(ἐπιτάγματα)があっても、長い慣習があっても、それらは無効。書記の名称および書記にかかわる一切の廃止。徴税官の誰かが、ニケタスの定めた唯一の合法的取得分以上を取って徴集しようとするれば、「官職も」(ἐξ ἀρχαίων) 爵位も、所有財産も喪失。

X X

(21) Du Cange, Glossarium ad scriptores mediae et infimae aevi s. v.

第四章

十三人の徴税官中に業務に不適任とおもわれる者が見出された場合、当人は役職からの「収入」(ἐπιπλοδοίον)を収めることができるが、十三人のマギストリおよびこれら十三人衆徴税官は自分自身および自分の所有財産の危険において「補佐役」(ἀντιβοηθῶν)を指名。

徴税官は以前マギストリおよびスペクターピレス爵位のコメスとその官房に負わされていた多大の負担から免除されたことについて皇帝に大いに感謝し、「苛税」(ἐπιβίβηται)の口実を設けて「イントロイタ」(ἐπιτροπία)その他の名目で「農民」(τῶν γεωργῶν)の生活を破壊してはならない。徴税官はニケタスの指令にもとづき、代官に指定された額で満足しなければならない。

X X

以上の第二・三・四章から判るように、問題は、国庫・皇室財産を管理する役人ことに書記が、規定の税額（ニケタスの指令）以上を、種々の名目（たとえば、*δοτικόν, παρασκευαίων, introita*）を設けて農民から「手数料」（*αυθίσια, ετήσια*）として徴集しており、ことにそれが長年の慣行や、指令にもとづいておこなわれる場合さえあったこと、に起因していた。

第五章

カッパドキア属州の長官はスペクター・ピリスの爵位をもち、その正式の名称は「プロコンスル・ユスティニアヌス・カッパドキアエ」（*proconsul Justinianus Cappadociae*）。その権限は地方行政、軍事、財政の全部門にわたり、ことに財政上の権限に関しては、カッパドキア属州以外の地におかれた「国有地」（*τῆς ταιμεαῆς κτήσεως*）にまでおよび。

〔第一項〕プロコンスルがなかならず配慮すべきは「国庫財産事項」（*τῶν ταμεακῶν πραγμάτων*）。国庫財産は売却されて四散し無価値となる。このように不法行為が犯されたゆえ、カッパドキアはいかに傑出した人物と

いえども治癒できない状態に陥ってしまった。「有力者の所領管理人」（*οἱ τὰς τῶν δουρικῶν εὐρηρησσοῦρες κτήσεις*）は理不尽のとりことなり、「太刀持ちたち」（*δορυφόροι*）はかれらに奉仕し、「多数の手下の群」（*τῆξιβος ἀδελφοῦν οὐ σοφιστῶν*）がかれらに従い、すべての者が恥知らずにも「盗賊行為を犯す」（*ἀπορροῦναι*）。

かかる不法は今日まで跡を断たず。ために被害者たるカッパドキア人多数が皇帝の許におもむいて直訴。そのなかには聖職者、婦人が多い。こうして万人が愁訴し、自分たちの所有財産の返還を請求した。いまや「国有地」（*τῆς ταιμεαῆς κτήσεως*）は「私有」（*ἰδιωτικῆς*）化した。同時に馬匹群も盗まれた。口を黄金でふさがれているので何人もこれに対して反対をしない。

×

×

本章がわれわれのまえに開示するのは、有力者¹¹大地所有者ないしその管理人が私兵（第七章参照）を擁し徒党をつくって、国有地およびそこで飼育されている馬匹をかすめとる一方、近隣の土地所有者からその所有地をうばいという、古代末期の農村地方に固有の社会像

である。そしてそれにはたいし役人は袖の下をきかされて眼をふさいだのであった。⁽¹³⁾

(13) 本新法第九章をみよ。

第六章

皇帝が側近の中からえらんでカッパドキアに派遣したプロコンスルは、地方行政官の徽章として黄金製の車、斧、笏、その他の古来から着用が許されているものを帯び、兵士に命令し、「国庫収入」(τῶν ταμειακῶν ἰσθμῶν) について配慮。そしてこの国庫収入が途絶えることなく所轄役人の手に渡り、金および衣服⁽¹⁴⁾として皇帝および皇后の許に減ぜられることなく送付されるよう手配しなければならぬ。

〔第一項〕これらの徴集は、従来なされて来た如く、納税者からの掠奪とかれらにたいする「苛税」(ἐπιπέλας) 請求のかたちで、さらには贈与の名目でなさるべきでない。

上記のごとく金五十リブラをプロコンスルは皇后のもとに送達。

プロコンスルは就任にさいしなんの納入もおこなう必

要なし。

〔第二項〕プロコンスルには二十リブラまでの金額が、その「補佐役」(παροῦρος) には二リブラが支給される。所轄の属州行政官房、およびコメス官房はいままで「国庫」(τῶν θησαυρῶν) から支給されてきた給料を減額されない。

グローリツシムスの爵位の「プラエポジトゥス・サクリ・クビクリ」(ἐπιθεσάρχου κραινοστίου τῶν θεῶν ἱμῶν κριτοῦ) もその下の役人団「デヴォティッシモールム・パラティノールム・スコラ」(τῶν καθ'αρχαίαν παλατινῶν σχολῆν) も、カッパドキアで従来どおりの権限と地位を持つ。

この役人団はプロコンスルからもその官房からも、慣習ないしアノーナの名目で、黄金、衣服その他の物品を集めてはならない。

×

×

カッパドキアの国庫・皇室財産を管理するコメス・ドモールムの下には財務役人の一団《παλατινῶν σχολῆν》が執務をおこなっており、新設のプロコンスル職によって

コメス職が代置されたいまでもなお、これら財務役人団は依然として存続し、プラエポジトゥス・サクリ・クビクリの指揮系統の下にあった。⁽¹⁵⁾ 一方プロコンスルは属州行政長官としてオリエント道^{プロコンスル・プロオリエント}長官の命令系統の下にもあり、こうして本章がふれているような、プロコンスル所轄の二官房、属州行政官房と国家・皇室財産管理部門との間に対立と矛盾が発生したとおもわれる。周知のように、ディオクレティアヌス・コンスタンティヌス体制で分離された武官官僚と文官官僚との間には絶えざる相剋が続いたが、ここでは文官官僚内部でいま一つの矛盾形態が存したことが判る。

(14) すでに第五章はカッパドキアの御料地に広大な養馬場が設けられていたことを示したが、ゼークは第六章のこの箇処から、カッパドキアの御料地には「*praepositus gymnaceo*」(C. Th. IX, 27, 7)の管理する皇室織物工場があり、宮廷に衣服を供給していたことが推察される、とす(Seeck, RE IV 652, 1. 14—20)。衣服とならんで記されている金(第一項の示すごとくその額は五十リブラ)も、カッパドキアの御料地が皇后にたいし負っていた特別の納入金と解すべく、B. Rubin, *Prokopios von Kaisareia*. Stuttgart 1954, 381 の「*prokonnesl*」の「就任金」(*suffragia*)とすべきひなかるう。

(15) W. Ensslin, Art. "Palatini." RE XVIII (1942) 2555, 1. 52—56; 2558, 1. 62—2559, 1. 8.

第七章

皇帝から派遣されたプロコンスルは「国有地」(*tyr. caesareas ktryceas*) について大いに配慮しなければならぬ。そして「国有地」(*tyr. caesareas tyrs*) が奪われ、不法に他人により占有されている場合、それが牧場であれ、農耕地であれ、葡萄栽培地であれ、「村落であれ」(*tyr. yepias*)、家屋であれ、旧状への復帰措置を構ずべく、国庫にたいし時効は効果をもたない。

〔第一項〕「都市」(*tyr. kōlan*) を平穩無事の状態にまもり、「叛乱」(*otranu*) が国家を脅かさないようにするのがプロコンスルの役目。プロコンスルは「国税」(*tyrs dnyorions wopous*) を注意深く、正しく徴集すべく、また、「国庫」(*tyr dnyorion*) ないし私人がその所屬財産に損害を蒙るのを黙過してはならない。それは、プロコンスルが、兵士にたいしても、グロリーシムスの爵位の道長官の官房役人^{ヌクリニアイ}に對しても、勇敢な軍司令官の官房役人^{ヌクリニアイ}に對しても、属州行政官吏に對しても、国庫財産管理官吏

に対しても、高位ないし低位の爵位就任者に対しても、聖職者に対しても、権限を有するからである。

プロコンスルはプロコンスル官房の役人を通じて「国税」(τὸς θησαυρίους φόρους)を、プロコンスル職にその所轄が移管された「コメス・ドモールム官房の」役人を通じて「国庫收入」(τὸς ταμειακοὺς φόρους)を徴集。

プロコンスルはまたグローリッシュムスの爵位のプロエボジトウス・サクリ・クビクリが慣習にしたがい徴集してきたものについて配慮。

プラエボジトウス・サクリ・クビクリから派遣された「カノニカリオイ」(κωνονικάρχοι)は慣習その他の名目⁽¹⁶⁾で、「スニマリオス」(συνιμάριος)、「国税徴集」(τὰς θησαυρίους ἐπιρράξεις)をおこなう者、プロコンスル、その官房の役人、いわゆる「カタスケウアスタイ」(κατασκευασταί)、「プラエボジトウスその他の皇帝御料地に所属する者」(παρουσίτου ἡ ἐτέρου ἀουδύτου προσώρου ἀμφοτέρων τῶν θεῶν ἡμῶν κτηνονοίας)などからビター一文なりとも集めてはならない。

これら職務のいずれのためにも、プロコンスルには軍隊の力が与えられる。軍隊は「有力者の私兵」(τὸς τοῦ

δυνατοῦ δορυφόρους)を鎮圧すべく、「村落」(τὰ γαῖα)が「荒され盗まれる」(τροβισιόθαι καὶ ληστεύεσθαι)のを黙認してはならない。またプロコンスル自身も、歴代のコメスたちがおこなったように、これら不法行為を許してはならない。

プロコンスルは「代理人」(τοροτηγρίας)を派遣してはならず、「現地のデフェンソールス」(τοῖς τοῦ τόπου ἀσκήταις)およびプロコンスル自身の官房の役人を用うべきである⁽¹⁸⁾。

〔第二項〕プロコンスルは軍隊が必要のさい、必要のおこったその地方に駐屯の軍隊を救援に赴かすべく、軍隊は自らの費用ですべてをまかない、臣民に負担をかけたり、ロハで飲み食いしたりしてはならない。

プロコンスル自身も、何処においても費用は自分で負担すべく、たとひ皇帝の命令で他属州に赴かなければならない場合も然り。同じくプロコンスルの「補佐役」(ἀνὰσπαστος)も、他のプロコンスル官房の役人も然り。かれらに「奴隸」(ὀκστράβου)、「車」(ἐν δρακόντιος)が随行する場合も然り。

上記のごとく必要が生じた際現場に居た軍隊は、「ス

コラリオイ」(κολαριου)であらう「ドメスティコイ」(δομειτριου)であらうと、プロコンスルの命令に従うべく、然らざれば官職と財産を危険にさらすと覚悟しなければならぬ。もしかれらがプロコンスルの命令にしたがわぬ場合プロコンスルはかれらから官職と財産を奪うことができる。

兵士、プロコンスル官房の役人、スコラリオイ、ドメスティコイがプロコンスルの命令という口実のもとに臣民に損害を与えたならば、プロコンスルは自らの危険においてこの者のアノーナから徴集をおこない、不正を蒙った者の損害を補償しなければならない。

プロコンスルは属州を通過するいかなる者にも、臣民に損害を与えることを許してはならない。

〔第三項〕プロコンスルは「国家駅馬制」(σταθμικη διοικησις)が損害を蒙らないよう配慮しなければならぬ。

或る裁判所から派遣されて当属州に到来した者が不正をおこない、定められた額以上を請求すれば、プロコンスルは復讐をおこなう。

この長文の第七章にあらわれた社会的矛盾を要約すればつぎのようになるであらう。

(一) 有力者による、一方での国有地の(そしておそらくまた国家駅馬の)不法占有、他方での、おそらく土地所有農民村落の掠奪。しかもその場合、私兵の使用。

(二) 属州駐屯の軍隊、公務を帯びて出張するプロコンスル以下の文官、さらには、おそらく公務を帯びて属州を通過する高官、などがおこなったところの、属州住民からの不法な徴集。その他、他処から派遣されてカッパドキアに到来した裁判官による不当な額の請求。

(三) 首都のプラエボジトゥス・サクリ・クビクリから派遣されてきたカノニカロイイのプロコンスル官房の役人との衝突にみられるところの、官僚仲間同士の間での対立。

(16) 国家収入の徴集を監督するため中央から派遣されてきたカノニカロイイについては、Jones, 'The Later Roman Empire, Index s. v. をみよ。但しそこで問題とされてゐるのは、道長官に関するものばかりである。

- (17) Du Cange, Glossarium. s. v.
 (18) Stein, Hist. du Bas-Empire. II. p. 468 n. 1
 のように、これを、都市の自治を国家役人の干渉からまも
 るうとする一法令(No. Just. XV)の一環とみ、**「都市の
 保護者」(defensor civitatis)**のみが都市における政府の
 唯一の代表とみなそうとする原則を貫こうとしたものが本
 項であると理解するならば、ここにあらわれているのは、
 中央政府ないしその風州における代表者としての風州長官
 と風州自治都市との間の対立ということになる。第一章第
 一項参照。
 (19) Stein, Hist. du Bas-Empire. II. p. 429 n. 1.

第八章

プロコンスルは「都市」(*τῆς πόλεως*)について、および
 「シトーニコンとよばれた」(*τὸν καὶ οὐκ ἐπινοῦν ἀρτοῦκον*)
 糧食供給にかんする都市の仕事についての責任者。皇帝
 の勅令にもつき會計がおこなわれ「国庫」(*τὰ ταμεία*)
 および「風州行政」(*τὰ νομίσματα*)にかんする支出がなさ
 れるように取計らわなければならない。

もし、水道から水が他処へひかれたとか、城壁の状態
 はどのようであるとか、風州に橋があるとか、どれ
 ほど道路があるとかいう理由で、また、かつて誤って

行政慣行化した事例をひきあいに出してなんらかの他の
 理由をみつめて、命令をくりかえしくりかえし慣習のよ
 うに発する者がいた場合、プロコンスルはこの者がかか
 る命令を発してそこから利益を収めるのを許してはなら
 ない。調査の必要がみとめられれば、皇帝自らがそれ
 について道長官のヨハネスと情報を交換してプロコンスル
 に勅令を発し調査をおこなうであろう。何人もかかるよ
 こしまの、思いつきの貨幣請求をおこなってはならない。

プロコンスルはすすんでこれらすべてを禁じなければ
 ならない。もしより強力な権限を必要とするなら、プロ
 コンスルは道長官のヨハネスの許に、グローリツシムス
 の爵位のプラエボジトウス・サクリ・クビクリの許に、
 その他の高位の関係官アルコナテス僚の許に、その旨を伝えなけれ
 ばならない。さらには、皇帝自身に伝えなければならな
 い。皇帝自身が、なすべきことの指示をプロコンスルに
 与えるであろう。

〔第一項〕風州で、誰かの名前(ただし皇帝の名前およ
 び国庫の名前を除く)を記した標識を打ち立てようとする
 者があれば、プロコンスルはそれを禁止しなければなら
 ない。それを試みた者の財産は没収。自身が居合せて手

を下した場合には、プロコンスルは標識を打ち立てたこの者の手を切斷。不在者の管理者がそれをおこなった場合には、プロコンスルはこの管理者を厳しく拷問。

標識を打ち立てた者は、自ら居合せてそれをおこなった場合であれ、不在者のためにそれをおこなった場合であれ、プロコンスルが直ちに標識を抜き取り、この標識を、それを打ち立てた者の頭で破碎。

プロコンスルも自ら識っていて黙認した場合には、自身の所有財産を国庫没収。

×

×

第八章の示す矛盾はつぎの二点にあった。

(一) 役人が種々の口実のもとに命令をつぎからつぎへと発しては、そこから利益をひき出そうとした行政慣行。すでに同様の事態は第三章にみられたが、第八章では道長官、ブラエボジトゥス・サクリ・クビクリなどの中央政府の高官、さらには皇帝自身までが介入を要請されていることにかんがみ、ここではプロコンスルも時に手に負えないところのより高位の役人が問題となつてい

うに、ディオクレティアヌス・コンスタンティヌス両帝が樹立したところの、一見截然と職務分掌がおこなわれたピラミッド的な官僚機構が、実はけっして属州のみずみまで貫徹していたわけでないことも露呈したものと見て興味がある。したがってこれは同時にまた、官僚仲間の内部での矛盾ということができよう。

(二) しかしながら本章の示すより重要な社会的矛盾は、有力者のもとへの、より力弱き者を犠牲にしての、土地所有権の集積という、古代末期の農村地方で進行した自然淘汰的な社会的趨勢に伴つておこつたそれである。しかもこれは、有力者ないしその所領管理人が他人の所有地へ杭打ちするという独自の慣行に則つておこなわれた。同様の事態は、ヘレノポント、パフラゴニアに關する新法⁽²⁰⁾もまた示すところであり、アラビアおよびレバノン側フェニキアに關する新法にも類似的の記事がみられる。⁽²¹⁾さらには、ユスティニアヌスが行政機構改革をはじめるにあつて全屬州長官にあてて発した一般的指令でもこの杭打ちの慣行が記されている。⁽²²⁾さらに遡つて、かかる慣行が古代末期社会にすでにいかに蔓延していたかを、テオドシウス法典収録の諸法令が物語るであ

ろう。もっともこの場合、標識に記されたのは、有力者たる他人の氏名であった。⁽²³⁾

- (20) Nov. Just. XXVIII 5; XXIX 4.
- (21) Nov. Just. CII 1; Ed. Just. IV 2.
- (22) Nov. Just. XVII 15.
- (23) C. Th. II, 14, 1 (407) 拙稿「ビザンツ帝国における大土地所有の問題」『ビザンツ社会経済史研究』一六七頁 および同頁への注(1)を参照せよ。

第九章

「農民」(το γεωργικόν)が従来そうであったように不正を蒙るのをプロコンスルは黙視してはならない。カッパドキアの住民は皇帝に数多くの直訴をおこなったが、プロコンスル自身がかれらを裁くべきである。プロコンスルに自らの蒙った不正を訴えるまえに皇帝に直訴するものがあつた場合、^{プロコン}属州長官を差し置いたが故に、破廉恥罪を宣されて属州に送還。

告訴してもプロコンスルがみちから外れたくらしをし、逸楽にふけつてゐるため耳を傾けてくれない結果、皇帝に直訴する者のなかにはことに婦人が多い。これは、誰かの利益のためか、誰かへの恩恵のためか、誰かに

奉仕するためかとか考えられない。三倍の権限をもつプロコンスルに皇帝は三倍きびしい反対の態度をとる。

〔第一項〕これをおもい、皇帝の指令を心に念じて、プロコンスルは公正な精神と汚れない手で皇帝の意にそつた正義の裁判をおこなうべきである。

プロコンスル自身が訴えを聴くべく、他人がかわつてしてはならない。皇帝自身も裁判を他人に軽々に移管するようなことはすまいし、「暴力鎮圧」(βίαια κολούεω)その他の理由で誰かを派遣することもすまい。従来このようなことが皇帝の指令ないし役人の指令でなされたとしても、かかる慣行はすべて無効。プロコンスルが属州の全裁判事項の統轄者であり、それ以外の者に訴えることは禁止。

X.

X

第九章以下の最後の三章はプロコンスルの裁判権の範圍と運用について記している。したがって第一章の箇処でまとめて論じたい。

第一〇章

カッパドキア属州の長官はプロコンスルの官位にふさわしく、スペクターピリスの爵位に列せられる。

プロコンスルからの控訴は、オリエント道長官のヨハネスが、グローリツシムスの爵位のクワエストールとともに、協議にもとづいて裁決。

カッパドキア第一からのみならず、カッパドキア第二から、五百ソリディ以下の件で控訴がおこったとき、当該事件の第一審裁判官が皇帝の任命にかかる者であっても、他の(但しスペクターピリスでない)長官の任命にかかる者であっても、プロコンスルがその事件に関する最終の裁判官。

プロコンスルは公正な人物にして高潔な魂の持主たるべく、皇帝と法を仰ぎみるべく、もしこの点を遵守すればプロコンスル職に長くともどり、より高い官職に就任するであろう。反対に皇帝の命令を守らず、「有力者」(τις τῶν δυνατῶν)に仕えても法と皇帝に仕えなければ、付与された権限を奪われて受刑者の仲間入り。

第一章

プロコンスルは姦通、処女誘拐、放蕩、殺人、その他

同様の重罪を厳しく罰しなければならない。

これらの犯罪で告訴された者は、官職、爵位、聖職その他これらに類似のものを示してプロコンスルの手からのがれようとしても、皇帝の恩恵に与ることができないと悟るべきである。何人といえども、かかる告訴をうけたさい、自分自身の威勢ないし「他所からの保護」(ἐξ ἑτεροῦ παροχῆς)を示すことによって、法をのがれることができない。

何人かが「かかる保護」(τοιαύταις παροχῆταις)をすすんで提供した場合、犯罪者と同一の処罰に服する。自ら罪を犯すことと、かかる犯罪者を法の手から奪うことは同一。

〔第一項〕プロコンスルおよびその官房が「国庫」(τοῦ δηλωτοῦ)から受けるべき俸給は何か、徽章のために納むべき就任金は何か、皇后の家に送付すべきものは何か(換言すれば三回分納の金五十リブラ)を示す「帳簿」(λογισμῶν)が法のもとに服さなければならない。

〔第二項〕しばしば繰返してのべたように、プロコンスルは臣民が全力を尽して国家のために奉仕するよう計らなければならない。これこそが皇帝の関心事。その結

果、巨額の金を惜みなく戦争につきこんで、ペルシアに和を乞わせ、ヴァンダル族、アラン族、マウル族を平らげ、全アフリカならびにシチリアを奪い返すことができようになつた上、古代ローマ人が両洋の果てまで拡げたがつづいて迂濶にも失つてしまつたローマ帝国の残りの部分まで支配できるという希望がもてるようになってきた。皇帝はかくて神の加護で禍を転じて福となすべく努力をつくし、極端な困難もいとわず。それにつけても皇帝は、つねに睡眠も食事もとらずに臣民のために心を砕く。プロコンスルはこの新法の意を体しておこなえば、賞讃をうけ、あらゆる点で皇帝の期待に應えるものとみなされよう。

×

×

プロコンスルの裁判権に関する第九、一〇、一一章が社会史的観点から提起する問題は、

(一) 農民が有力者から不正を蒙り、訴え出ても、裁判官が有力者と馴れ合つて、ないし、その社会的実力に屈して、とりあわず、あるいは裁判を故意にながびかせたこと(第九、一〇章)。

(二) 重犯罪を犯した有力者が、自分の帯びている国家の高位の官職ないし爵位、ないし教会ヒエラルキーの高位の地位を示して、ないし、重犯罪を犯した者がかかる有力者の保パトロン護のもとに入り後者の地位を利用して、国家の裁判権をまぬかれようとしたこと、

の二点に存する。ところでこの二つの問題はいずれも、国家の高位の官職、爵位を帯び、大土地所有者であることが多かつた有力者の擡頭によつて特色づけられる古代末期社会に固有の現象であつた。

すなわち、有力者の介入による裁判の遷延という(一)の点については四世紀後半のアンティオキアの修辭学者リバニウスがその『パトロキニウムについて』と題する演説のなかで、その身につまされた体験談を語つてい(24)る。

また、有力者の名前を提示して法の追求をのがれるという(二)の点については、『テオドシウス法典』および『ユスティニアヌス法典』の諸法令がすでにとりあげるところであつた。(25)

(24) リバニウス『パトロキニウムについて』第一三節以下。

L. Harmand, Discours sur les patronages. Paris 1955.

p. 185 sq. をみよ。さらには拙稿「バトロキニウム・ヴィ
コールム考」『ビザンツ社会経済史研究』第七論文二九五
頁以下参照。

(25) C. Th. II, 13, 1 (422); Just. II, 13, 1 (293) et 2
(422); C. Th. II, 14, 1 (402). 拙稿「ユスティニアヌス帝国にお
ける大土地所有の問題」『ビザンツ社会経済史研究』一六
七頁および同頁への注(一)をみよ。

以上、ユスティニアヌス帝の新法第三〇から照し出
される小アジア内陸の一属州カッパドキアの社会的対立
や矛盾の諸側面を示そうとつとめてきた。

不穏な社会情勢が六世紀のカッパドキアの都市でも農
村でも醸成されつつあったことは、この新法の随処に散
見された。その一々は必ずしも詳かにすることができな
いが、それが窮極には、本稿が一つ一つ指摘しつづけて
きたところの、国家権力ないしその代理たる役人と属州
住民、有力者¹⁾大土地所有者と属州住民、国家権力と有
力者²⁾大土地所有者、などの古代末期社会に固有の社会
的矛盾・対立関係によっていわば構造的に条件づけられ
ていた現象であったことはいままでもない。たださいし
よに述べたように、本新法にあらわれたかかる社会的矛

盾や対立はあくまでも為政者のプリズムをとおしてみら
れたものであった。そこでさいごにこの点の歪みを正し
い関係にまでひきもどしておかなければならないが、こ
の操作をおこなううえでこのうえもない材料を含んでい
るのが、当時の現実を別の角度からながめている二点の
同時代史料、プロコピウスの『逸事録』³⁾であり、ヨハネ
ス・リュドスの『官職録』である。なぜならば、前者は
ユスティニアヌスの専制政治の犠牲者となった元老院
議員身分の立場にたち、後者は、ユスティニアヌス政
府の国内政治の大立者カッパドキアのヨハネス——本新
法の宛て先き人である——の行政改革で権限と、したが
ってまた収入をも減少させられた道長官官房の一部局に
属し、ヨハネスに恨みを懐く官吏であったからである。²⁶⁾

修正を要する第一の点は、本新法の示す属州役人の苛
斂誅求に関係する。周知のようにユスティニアヌス
は、役人がその官職就任に際して国庫に納めなければな
らない *sempiterna* の制度が、役人をして在職中に属州
住民から元を取り返えず悪慣行にはしらせる点にかんが
み、その行政改革綱領を打ちだした五三五年の新法第八
で、この制度の廃止に踏みきった。しかしその翌年発布

された本新法が依然くりかえして《suffragia》の取得禁止をのべているのは、かかる慣行が一朝一夕にして止まなかったことを裏書きするであろう。そればかりではない。本新法の末尾が示すように、ユステイニアースは「皇帝御料地」を管理する十三人のマガストリには例外を設け、その徴集をみとめている。しかしそれよりもなによりも、新法第八を発布したその年がまだ暮れないうちに、ユステイニアースは公然と《suffragia》徴集の慣行に復帰したことをプロコピウスが吾々に伝えている。また同じプロコピウスによれば、《suffragia》の慣行と戦うためユステイニアースが役人に定めた「俸給」(αίματος, annona) 制も、前任者にもまして苛斂誅求をおこなう無責任な「備い者」(μυθολογοῦντας, μισοφύλους, οὐβία) をつきからつきとつくり出したにすぎない。⁽²⁷⁾ とすればユステイニアースは役人の非行を一途に咎めだてできない筈であった。

修正を要する第二の点は国家権力と有力者、大土地所有者の關係に關わる。本新法によれば、腕づくで国有地を奪い取ったのは有力者、大土地所有者であった。しかしながらプロコピウスによれば、ユステイニアース

は、かかる原初的な暴力などは遙かに次元を異にした、いわば知能犯的な、狡智な数々の術策を用いて、元老院議員や高官連中の土地を召し上げた。⁽²⁸⁾ だからユステイニアースが本新法でのべているように、有力者、大土地所有者との關係で国家が一方的な被害者であったわけではない。

プロコピウスは『逸事録』第十九章以下でユステイニアースが臣民にたいしておこなった収奪のかずかずをのべるにあたって、ユステイニアース帝統治の開始期に一宮廷人がみたといわれる夢を伝えている。それは、ユステイニアースがボスフォロス海峡の真中に立って海水を飲み乾すという内容のものであった。またヨハネス・リニドスはその『官職録』で、カッパドキアのヨハネスがいかに残忍な方法を用いて租税の徴集をおこなったかを吾々に画いてみせている。⁽²⁹⁾ これらの記事にあらわれているのは、ユステイニアース政府の派手な対内・対外政策ゆえにもたらされる莫大な出費であり、またそれが属州住民に過大な租税負担となつてのしかかったのはいうまでもない。すでに本新法の第一章末尾でも、ユ

ステイニアヌス自身の口から言外にこのことが語られていた。こうして財政至上主義の原則がいやがうえにも高揚され、それによって古代末期社会がはらんでいた固有の社会的矛盾は増幅されて、六世紀に一つの新たな局面をむかえることになる。然らば、国家権力による属州住民収奪のかかる強化はそれとして新法第三〇にあらわれず、わずかに属州役人とその住民との関係の緊張化という一波紋現象として看取されるにすぎないというべきであろう。それはむしろ、コロナートゥス制の強化をめぐすユスティニアヌス帝の立法のごときから読みとらるべきであろう。なぜならば同立法は、国家権力による収奪の強化とそれに対するコロヌスの抵抗、その結果

としてのコロヌスにたいする一層厳格な措置、という相乗的なうごきの帰結を示すからである。(一九六七・一二二)

- (26) 詳細は Rubín, Prokopios, 75—80 及び Stein, Hist. du Bas-Empire. II, p. 709—723 (Procope de Césarée), 729—734 (Jean Lydus) を参照。
(27) Prokopios, Anekdotia. 21. 9sq. cf. Rubín, Prokopios, 280 ff.
(28) Prokopios, Anekdotia. 12, 1—11; 27, 31; 29, 12—25. cf. Stein, Hist. du Bas-Empire. II, p. 424—425.
(29) Prokopios, Anekdotia. 19. 1sq. Johannes Lydos, De magistratibus. III, 57 sq. cf. Stein, Hist. du Bas-Empire. II, p. 447—448, 733—734.

(一橋大学教授)